

(4) 業務主任者の職務

56

業務主任者について

法第19条

貯蔵設備 供給設備 消費設備 ⇒ 「物」に対する規制

販売方法 周知 点検 帳簿管理 ⇒ 「人」に対する規制

▶ 業務主任者の役割

法第19条第1項

販売所ごとに業務主任者を選任

全ての販売所に業務主任者を配置

業務主任者の職務を行わせる

法第19条 関係 通達

- ①職務を行うことができる部署に配置する
- ②職務を行うことができる環境を整備すること
- ③職務を怠るときは、督励し、その職務を行わせること

法第19条第2項

業務主任者の選任、解任

▶ 登録行政庁に遅滞なく届け出

法第19条第3項

液化石油ガス販売事業者は業務主任者に講習を受けさせなければならない

57

法第20条

(業務主任者の職務等)

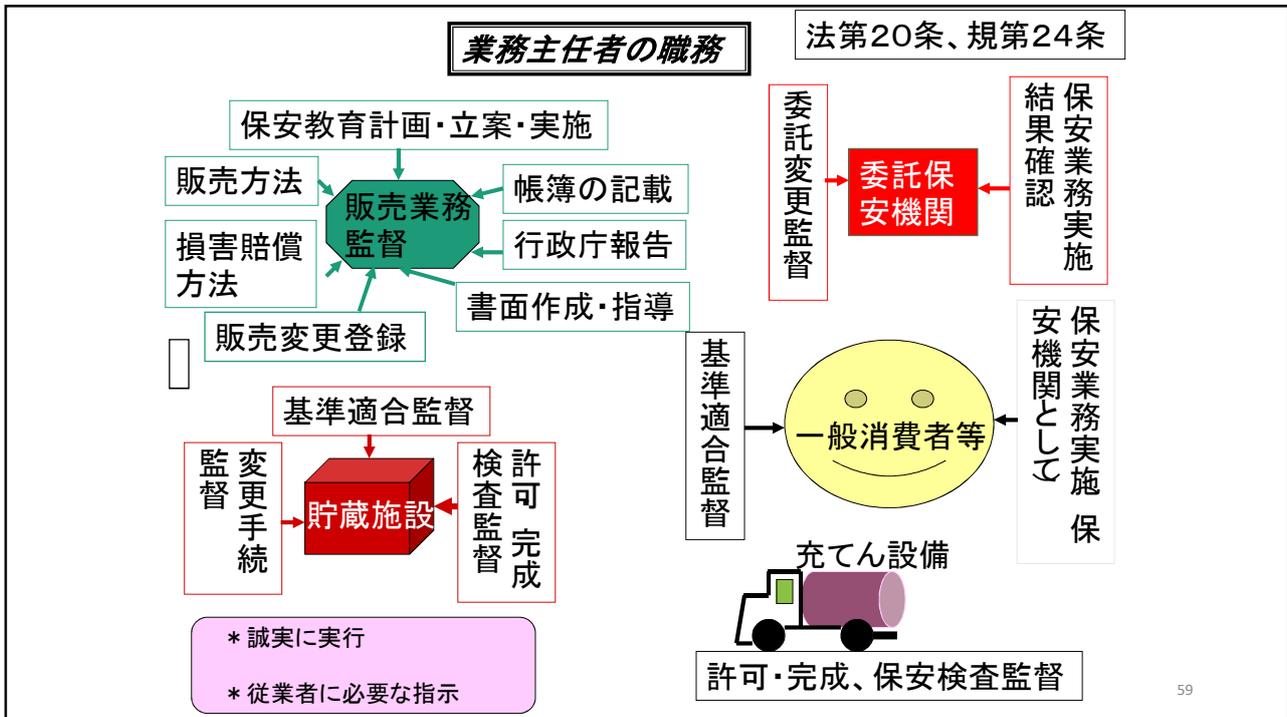
第二十条 業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を行なう。

2 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならない。

3 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

経済産業省令で定める職務 → 規則第24条

58



59

誠実に職務を行う義務
 液化石油ガス販売事業に従事する者が指示に従う義務

法第20条第2項

誠実に職務を行
 う

違反した場合、
 解任命令や免状返納命令が
 行われる可能性がある

法第20条第3項

液化石油ガス販売事業に従事する者

業務主任者の指示に従わなければならない

液化石油ガス
 販売事業に従
 事する者

事業に従事する一切の者

経営者であるか、従事者であるか、販売所に属する者であるか否かも問われない

<注意>

従業者が業務主任者の指示に従わなかったとき、法第19条第1項により販売事業者に課されている「職務を行わせなければならない」の規定に違反となる。

↓

販売事業者は必要な対応を行う責任がある。

60

規第24条

(業務主任者の職務)

第二十四条 法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第三条第二項第三号から第五号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第八条の届出がなされるよう監督すること。
- 二 法第十四条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。
- 三 液化石油ガスの販売の方法が法第十六条第二項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

61

規第24条

(業務主任者の職務)

第二十四条

四 貯蔵施設が法第十六条第一項又は法第三十七条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

五 供給設備が法第十六条の二第一項の基準(特定供給設備にあつては、法第三十七条の基準)に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

六 法第十八条第一項の規定による**保安教育**の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。

七 法第二十七条第一項の**保安業務**の実施及びその結果を確認すること。

委託した保安業務についても確認すると！

62

規第24条

(業務主任者の職務)

第二十四条

八 法第三十六条第一項に規定する**貯蔵施設又は特定供給設備**が、法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること及び法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されることがないように監督すること。

九 法第三十七条の四第一項に規定する**充てん設備**が、法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されることが及び法第三十七条の六第一項の保安検査を受けないで使用されることがないように監督すること。

十 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

63

業務主任者の選任等①

規則第22条第1項

業務主任者の選任数	1,000戸未満	……………	1人
	1,000戸以上3,000戸未満	……………	2人
	3,000戸以上5,000戸未満	……………	3人
	5,000戸以上7,000戸未満	……………	4人
	以降2,000戸を増す毎に1人追加		

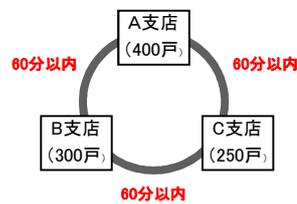
<注意>
業務主任者の選任後に一般消費者等の数が増えて、業務主任者数が不足する場合もあり得る。→定期的に人数をチェック

法第35条の6第1項の認定を受けた「第一号認定液化石油ガス販売事業者」には業務主任者の選任について緩和措置がある

規則第22条第2項

- ・販売所が相互に60分以内に到達可能
- ・一般消費者等の数の合計が1,000戸未満

一人で最大3ヶ所まで業務主任者を兼任できる



64

業務主任者の選任等②

規則第22条第3項

業務主任者の資格 > 第二種販売主任者

規則第22条第4項

販売に関する経験 > 販売の実務に6ヶ月以上

販売に関する経験について

販売の実務には、販売所に勤務している経験があればよく、職務については限定されていない。また、免状取得前の経験もカウントすることができる。

規則第22条第5項

業務主任者又は業務主任者の代理者の選任・解任 > 登録行政庁に遅滞なく届出

65

業務主任者の代理者①

法第21条第1項

業務主任者の代理者

販売所ごとに一人以上選任しなければならない

選任の
条件

販売主任者の免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスの販売に関する経験を6ヶ月以上有する者
高圧ガス保安協会が実施する所定の講習を終了しており、液化石油ガスの販売に関する経験を6ヶ月以上有し、かつ18歳以上の者



どちらかの要件を満たす者を選任する

法第21条第2項

業務主任者の代理者の選任・解任



業務主任者と同様、登録行政庁に届出が必要

<注意>

業務主任者の代理者は、講習の受講義務はないが、受講することが望ましい。

66

業務主任者の代理者②

<注意>

業務主任者の選任数は、一般消費者等の数によって、上下するが、業務主任者の代理者の選任数は、販売所ごとに1人以上いればよいとされている。
一般消費者等の数によって増加させる必要はないが、0人にすることはできない。
また、業務主任者が4人必要なところ、5人選任し、1人余剰となっているから、代理者を選任しないということもできない。
あくまでも各販売所に1人以上、選任することが必要となる。

法第21条第1項関係

その職務を代
行させなけれ
ばならない

業務主任者が不在となった場合、液化石油ガス販売事業者は代理者に職務を代理するよう命じなければならない。

ただし、あらかじめこうした事態が発生した場合に、業務主任者の職務を代理するよう命じている場合であって、代理者がこのことを認識している場合は、代理者は命令がなくとも職務を代理してください。

67

業務主任者の代理者③

業務主任者が旅行、疾病その他の事故で職務を行うことができない	あらかじめ代理者を選任しておいて、円滑に職務の引き継ぎを行う。
--------------------------------	---------------------------------

あらかじめ	旅行、疾病等の事態が発生する以前と言うことになるが、運用上は「業務主任者の選任と同時」とされている
-------	---

旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合	相当長期にわたる職務遂行不可能の場合をいい、一時的な不在等の場合は、含まれない（業務主任者は職務遂行中と考える）。 例えば、食事、理髪等のために販売所を離れるときは、業務主任者は必要な指示を与え、販売所と連絡が取れるようにしておかなければならない。
---------------------------------	---



これを怠ると法第20条第2項違反となる

68

（業務主任者の代理者）

法第21条

第二十一条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、販売主任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者又は経済産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

69

法第21条

(業務主任者の代理者)

第二十一条

3 第一項の代理者は、業務主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、業務主任者とみなす。